

平成 20 年 9 月 19 日

## 杉並区発注工事における「単品スライド条項」の適用について

鋼材や原油価格の上昇による建設資材の高騰状況を踏まえ、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、契約金額が不相当となった場合に、契約金額の変更を可能とする工事契約条項第 26 条第 5 項（単品スライド条項）を下記のとおり適用します。

### 記

#### 1. 対象資材

「鋼材類」、「燃料油」の 2 品目に分類される各材料（H 型鋼、異形棒鋼、軽油など）

#### 2. 対象工事

適用日の時点にて継続中の工事及び適用日以降に新たに契約する工事において、品目ごとに実際の搬入時・購入時における対象資材の実勢価格を用いて、当該工事の請負代金を再積算した場合に、品目ごとの増額分が対象工事費の 1% を超える工事を対象とします。

ただし、部分払いの対象となった出来形部分等については対象外となります。

#### 3. 運用基準

詳細は国・都の適用状況を参考に今後作成します。

#### 4. 適用日 平成 20 年 9 月 19 日

### 参考

工事契約条項（抜粋）

第 26 条 第 5 項

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。